

# 建設業許可が更新されたときの届出

## 1 届出が必要な事業者

建設業許可が更新されたときは、鳥取県知事への届出が必要です。

## 2 手続きに必要な書類

書類	部数	備考
電気工事業変更届出書	1	
建設業許可通知の写し	1	
電気工事士免状の写し	1	主任電気工事士の方が第一種電気工事士免状をお持ちの場合は、免状の写しと受講記録欄の写しを提出してください。

## 3 手数料

無料

## 4 提出期限

建設業許可の更新がなされた後、速やかに提出してください。

## 5 届出の方法

届出に必要な書類を、次の窓口に提出してください。FAXやメールでも受け付けます。

鳥取県危機管理局消防防災課

〒680-8570

鳥取市東町一丁目271番地

電話 0857-26-7063

FAX 0857-26-8139

電子メール shoubou@pref.tottori.lg.jp

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

# 電気工事業に係る変更届出書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

## 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日

許可 ( - ) 第 号

## 2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容
年 月 日 許可 ( - ) 第 号	年 月 日 許可 ( - ) 第 号

## 3 変更の年月日

年 月 日

## 4 変更の理由

建設業許可更新のため

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。